

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業
『移動型プレイパークでのびのび遊べるまちをつくろう』事業
実施に関する協働協定書

特定非営利活動法人たねの会（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

（目的及び目標）

第1条 推進助成事業は、子どもたちがのびのび遊べるまちづくり及び子どもたちの健全な育成を目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 移動型プレイパークを開催することで、子どもたちがのびのび遊べる機会を広く提供するとともに、プレイパークの認知を広げ、地域で子どもたちを見守り合う大人の輪を広げること。
- (2) 講演会や講習会を開催し、子どもにとっての遊びの環境づくりの大切さについて考える機会や、そのための手法について学べる機会を提供し、地域で活動できる人を増やすこと。
- (3) さいたま市において、子どもたちが豊かに遊び育つ環境づくりを広げ、継続していくための協働のあり方やプレイワーカーの育成等、必要な仕組みについて検討すること。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

（役割分担）

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。

事業項目	甲の役割	乙の役割
(1) 事業 PR	1. 広報媒体への掲載依頼 2. チラシの作成・配布 (各団体・公共施設等) 3. ホームページ・FB での PR	1. 市報・区報への掲載依頼 2. ホームページでの PR 3. 公共施設へのチラシ配布
(2) 事業実施準備	1. 事業計画書の作成 (緊急時の連絡体制、年間スケジュール等) 2. 近隣住民への周知・理解をはかる 3. プレイパーク実施にかかる手続き (行為許可申請・火を使う場合消防法に基づく届出等) 4. 開催準備 (資材の購入・打合せ)	1. 事業計画書の確認 2. 他関係課への参加依頼 3. 他関係課との連絡調整 4. 関係団体との連絡調整 5. 会場となる施設の確保 6. 公園利用に関する助言 7. プレイワーカー育成等に関する助言
(3) 事業実施	1. 事業計画書に基づく事業運営 2. プレイパーク開催時以外に公園利用者へ危険が及ばないよう毎回原状に回復する	1. 事業実施における協働 2. 事業への参加・助言

(事故・苦情等の対応)

第4条 甲は、プレイパーク実施中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとるとともに、乙に連絡するものとする。また、甲の過失において事故やけが等の損害が生じた場合は、甲は責任をもって対応するものとする。

2 市民からの相談・苦情等については、法人において事業の趣旨を説明し、理解が得られるように努めること。法人での対応が困難な場合、子ども家庭総合センター総務課、都市公園課に連絡のうえ、協議すること。

(責任の範囲及び成果の帰属)

第5条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物 (利用者数・アンケート調査報告書等)

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ

11
10

(情報公開と説明責任)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第7条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和4年5月26日

さいたま市岩槻区表慈恩寺1374-24

甲 特定非営利活動法人たねの会
代表理事 佐藤 美和

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

乙 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人



1160291